

議案第25号

三朝町手数料徴収条例の全部改正について  
次のとおり三朝町手数料徴収条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田 秀 光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 二 号

三朝町手数料条例

三朝町手数料徴収条例（昭和42年三朝町条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の徴収）

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- |                                                                          |             |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 公簿、図書の閲覧                                                             | 1回1件につき300円 |
| (2) 動産又は不動産に関する証明（土地にあっては3筆まで、家屋にあっては3棟までをもって1件とし、1筆又は1棟を増すごとに30円を加算する。） | 1件につき300円   |
| (3) 諸税に関する証明                                                             | 1枚につき300円   |
| (4) 印鑑の再登録                                                               | 1件につき300円   |
| (5) 印鑑に関する証明                                                             | 1通につき300円   |
| (6) 地縁団体印鑑に関する再登録                                                        | 1件につき300円   |
| (7) 地縁団体印鑑に関する証明                                                         | 1通につき300円   |
| (8) 身分に関する証明                                                             | 1通につき300円   |
| (9) 住民票の写                                                                | 1通につき300円   |
| (10) 住民票の記載事項に関する証明                                                      | 1通につき300円   |
| (11) 戸籍の附票の写                                                             | 1通につき300円   |
| (12) 戸籍の附票の記載事項に関する証明                                                    | 1通につき300円   |

- (13) 外国人登録原票記の写 1 通につき 300 円
- (14) 外国人登録原票記載事項証明 1 通につき 300 円
- (15) 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付 1 通につき 450 円
- (16) 戸籍法第 117 条の 4 の規定に基づく戸籍の記録事項を証明した書面の交付 1 通につき 450 円
- (17) 戸籍法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付 1 通につき 750 円
- (18) 戸籍法第 117 条の 4 の規定に基づく除かれた戸籍の記録事項を証明した書面の交付 1 通につき 750 円
- (19) 戸籍法第 10 条第 1 項の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1 通につき 350 円
- (20) 戸籍法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1 通につき 450 円
- (21) 戸籍法第 48 条第 1 項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法同条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付 1 通につき 350 円
- (22) 戸籍法第 48 条第 1 項の規定に基づく上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明 1 通につき 1,400 円
- (23) 戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出その他の書類の閲覧 1 回 1 件につき 350 円
- (24) 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の規定に基づく土地情報データの交付
  - 平板図形 1 件につき 1,000 円
  - 地積測量図 1 件につき 1,000 円
  - 集成図 1 件につき 1,500 円
  - 一筆図形 1 件につき 500 円
  - 筆界点座標値 1 件につき 500 円
  - 三角点網図・座標値 1 件につき 500 円
  - 多角点網図・座標値 1 件につき 500 円
- (25) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 13 条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付 1 件につき 3,400 円
- (26) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ又は第 63 条第 3 項第 7 号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

1件につき86,000円

(27) 平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

1件につき86,000円

(28) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 新築住宅の床面積の合計（以下「合計」という。）が100平方メートル以下

1件につき6,200円

イ 合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき

1件につき8,600円

ウ 合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき

1件につき13,000円

エ 合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき

1件につき35,000円

オ 合計が10,000平方メートルを超えるとき 1件につき43,000円

(29) 平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 合計が100平方メートル以下のとき 1件につき6,200円

イ 合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき

1件につき8,600円

ウ 合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき

1件につき13,000円

エ 合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき

1件につき35,000円

- オ 合計が10,000平方メートルを超えるとき 1件につき43,000円
- (30) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき1,300円
- (31) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき3,000円
- (32) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付 1件につき550円
- (33) 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付 1件につき1,600円
- (34) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付 1件につき340円
- (35) 主要食料の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第35条の規定に基づく小売業（同法第3条第13項の小売業をいう。次号において同じ。）の登録の申請に対する審査 販売所の数が1である場合にあっては9,000円、販売所の数が2以上である場合にあっては9,000円に1を超える販売所の数に5,000円を乗じて得た額を加算した額
- (36) 主要食料の需給及び価格の安定に関する法律第45条第1項の規定に基づく小売業の変更登録の申請に対する審査 5,000円に住所地が変更される販売所の数（新設されるものの数を含み、廃止されるものの数を除く。）を乗じて得た額
- (37) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第7条の規定に基づく許可申請手数料 次表のとおり

区 分	単 位	手 数 料		
		金 額	金 額	
		照明を用いな いもの	照明を用いる もの	
はり紙	100枚 につき	400円	—	
幕広告	1 個 に つき	700円	1,400円	
気球広告	1 個 に つき	1,400円	2,800円	
	表示面積が1平方メ ートル未満のもの	1 個 に つき	350円	700円

その他の 広告物又は 広告板、 掲示板 その他 これら に類す る物件	表示面積が1平方メートル以上3平方メートル未満のもの	1個につき	700円	1,400円
	表示面積が3平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき	1,150円	2,300円
	表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき	1,500円	3,000円
	表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの	1個につき	2,600円	5,200円
	表示面積が20平方メートル以上のもの	1個につき	2,600円に20平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,500円を加算した額。ただし、最高額を35,000円とする。	5,200円に20平方メートルを超える10平方メートルまでごとに3,000円を加算した額。ただし、最高額を70,000円とする。

備考

ア 表示面積とは、広告物を表示する部分の面積をいうものとする。

イ はり紙の枚数が100枚未満であるとき、又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算するものとする。

(38) その他の証明等 1通につき300円

2 証明事項で同一事項を2通以上証明するときは、各1通ごとに1件又は1枚とする。

(徴収の時期及び方法)

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に対する申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者から現金でこれを徴収する。

(既納の手数料)

第4条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。

(郵便による送付)

第5条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から、第2条第1項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。

(手数料の免除)

第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者から請求があったとき。
- (3) 官公署から請求があったとき。
- (4) 公用で使用するとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めたもの

2 第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる証明と同一の目的に使用するため、これに代えて行う住民票の記載事項に関する証明又は外国人登録原票記載事項証明については、手数料を徴収しない。

3 別表第2に掲げる法律の規定に基づく戸籍に関する証明については、手数料を徴収しない。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請、依頼等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第7条に規定する証明
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第8条に規定する証明
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第111条に規定する証明
- (4) 船員法（昭和22年法律第100号）第119条に規定する証明
- (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第13条に規定する証明
- (6) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）第7条に規定する証明
- (7) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第15条に規定する証明
- (8) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第45条に規定する証明

- (9) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第32条に規定する証明
- (10) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）第6条に規定する証明
- (11) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第95条及び第172条に規定する証明
- (12) 農林漁業団体職員共済法（昭和33年法律第99号）第78条に規定する証明
- (13) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第114条に規定する証明
- (14) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第112条に規定する証明
- (15) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第104条に規定する証明
- (16) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第92条に規定する証明
- (17) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第26条に規定する証明
- (18) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第27条に規定する証明
- (19) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の25に規定する証明
- (20) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第34条に規定する証明
- (21) 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第27条に規定する証明
- (22) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第66条に規定する証明
- (23) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第48条に規定する証明
- (24) 農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第78条に規定する証明
- (25) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第143条に規定する証明
- (26) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第75条に規定する証明
- (27) 犯罪被害者等給付金支給法（昭和55年法律第36号）第19条に規定する証明
- (28) 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成10年法律第77号）第76条に規定する証明
- (29) 前各号の証明に類似するものと町長が特に認めた証明

別表第2（第6条関係）

- (1) 労働者災害補償保険法第45条に規定する証明
- (2) 国家公務員災害補償法第32条に規定する証明
- (3) 私立学校教職員共済法第6条に規定する証明

- (4) 厚生年金保険法第95条及び第172条に規定する証明
- (5) 農林漁業団体職員共済組合法第78条に規定する証明
- (6) 国家公務員共済組合法第114条に規定する証明
- (7) 国民健康保険法第112条に規定する証明
- (8) 国民年金法第104条に規定する証明
- (9) 中小企業退職金共済法第92条に規定する証明
- (10) 社会福祉施設職員等退職手当共済法第26条に規定する証明
- (11) 児童扶養手当法第27条に規定する証明
- (12) 地方公務員等共済組合法第144条の25に規定する証明
- (13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第34条に規定する証明
- (14) 小規模企業共済法第27条に規定する証明
- (15) 地方公務員災害補償法第66条に規定する証明
- (16) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第48条に規定する証明
- (17) 農業者年金基金法第78条に規定する証明
- (18) 公害健康被害の補償等に関する法律第143条に規定する証明
- (19) 雇用保険法第75条に規定する証明
- (20) 犯罪被害者等給付金支給法第19条に規定する証明
- (21) 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第76条に規定する証明

(第10条第2項) 2項第4号

- 第10条第2項第4号第1号
- 第10条第2項第4号第2号
- 第10条第2項第4号第3号